昭島市立富士見丘小学校 令和4年7月25日

学校における個人情報の保護について

教職員による個人情報の紛失や流出、 盗難、漏洩、改ざん等が絶えない中…

【情報セキュリティー対策基準】(電子データの機密性分類)

分類 取扱ルール 具 体 例 ○住民に関する情報すべて(生活 歴、心身の状況、所得、電話番 原則、 号、メールアドレス、住所、氏 持出し禁止 名、生年月日、性別等の基本情 報を含む ※書面による 機密性 校長の許可 | ○職員に関する情報で、職員の任 用、退職、給与、分限、懲戒、 が必要 Α 健康管理等に関する情報 ○訴訟、審査請求等に関する情報 ※ただし S-1 は持出しは ○予算見積書及び関係ファイル 絶対禁止 ○プレス発表前その他公開前の 情報 ○内部通達、通知、事務連絡等の ファイル ○事案決定手続きを経ていない 企画・検討段階のファイル 持出す場合、 機密性 ○既存事業、経常的業務に関する 校長の承認を 事務手順、実績等情報 В 得る。 ○調査照会、回答文書等に関する ファイル ○公開前会議資料情報 ○その他一般公文書ファイル ○学校の組織機構図、組織の電話 機密性 番号情報 ○条例、規則、規定、訓令などの C ファイル

児童1人1台のタブレット、1人1アカウント、クラウドアプリの利活用など、教育を取り巻く情報ネットワーク環境の劇的な 進展にともない、現行の情報セキュリティポリシーを GIGA スクール構想に適したものに改訂し、環境に適したセキュ リティ対策を一層徹底するとともに、それを扱う教職員の高度な情報処理・管理能力を養うことが緊急課題である。

大匠

- ① 個人情報に関わらず「機密性 A·B(S-1~3)」は「内部系サーバー」のみに保存する。
- ② 個人情報を含まない「機密性B·C(S-4~5)」は、「外部系サーバー」に保存できる。
- ③ 全てのデータは、上記サーバーのみに保存し、デスクトップや外部媒体には保存しない。
- ④ ホームページに公開する「機密性C(S-5)」は、上記に拠らず、市のサーバーを介して インターネット上に出せる。児童の写真は、個人が推測できない程度まで画素数を下げる。

富士見丘小学校の【個人情報の安全管理に関する基準】(電子データ・紙文書)

S-1	保管場所	分類	管理方法	基準	具 体 例
S-2	内フサー ・	S-1	持出し 絶対禁止 ■校内でも 機密扱い 【機密】	原則として、生徒の 障害の程度、事件・ 事故、指導記録、保 護者の収入等の情 報など、プライバシ 一性が高い情報並	■指導要録 ■評定一覧表 ■成績 ■テスト等素点表 ■所見・メモ ■事故報告書・記録簿 ■保護者対応 ■児童指導・特別指導等記録・メモ ■QU・体力調査・アンケート調査 ■要・準要保護認定台帳 ■スナップ
S-3		S- 2	持出し 絶対禁止 ◇職員室内 で共有 〈内部〉	びに指導要録や成績一覧表など児童・生徒の情報が高度に集積している帳票や電子データなど(例外を除き、外部に出さない類のもの)	◇週ごとの指導計画 ◇出席簿 ◇卒業証書授与台帳 ◇転入学簿 ◇教科書給付 ◇進級・卒業判定会議録・会議資料 ◇児童の個人写真 ◇卒業生進路先一覧等 ◇願書等 ◇進路希望調査 ◇進路指導記録簿 ◇健康診断に関する表簿・歯の検査表
S-4		S-3	校長の 承認が必要 ●書面で 〈内部〉	個別的な情報で、随時・継続的に作成し、蓄積が必要な帳票や電子データ、記入済みの答案用紙	●通知表「あゆみ」 ●テスト答案用紙 ●指導カード、生徒理解カード ●児童・生徒等健康調査票 ●教育相談・面接記録等 ●学校生活支援シート(個の教育支援計画) ●個別指導計画 ●調査書 ●推薦書
S-5		S- 4	○口頭で 〔共有〕	など(保護者等に渡 したり、見せたりで きる類のもの)	○健康保険証の写し ○児童名表○住所録・電話連絡網 ○緊急連絡先○生徒作品・作文・感想文・レポート等
		S-5	・承認 <mark>(公開</mark>)	学校外においても 一定存在する情報	・教材・ワークシート ・年間指導計画・授業改善推進プラン ・通信・通知文